

# 財務諸表に対する注記（法人全体用）

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

## 2. 重要な会計方針

### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く） 定額法
- ②無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
- ③リース資産

i. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

ii. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

### (2) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、個別法に基づく原価法によっている。

### (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### (4) 引当金の計上基準

職員の期末勤勉手当（6月）の支給に備え、当期分（3月1日～3月31日）の在職勤務期間に対する額を計上。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済

## 5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (3) 公益事業、収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）  
当法人は、公益事業、収益事業を実施していないため作成していない。

### (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

- ① 本部拠点（社会福祉事業）
- ② 麦の里拠点（社会福祉事業）
  - ・「障害福祉サービス事業 生活介護」
- ③ 七色の麦拠点区分（社会福祉事業）
  - ・「障害福祉サービス事業 共同生活援助 赤色の麦」
  - ・「障害福祉サービス事業 共同生活援助 緑色の麦」
  - ・「障害福祉サービス事業 共同生活援助 青色の麦」

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	53,007,000	0	0	53,007,000
建物	231,608,747		9,564,073	222,044,674
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

## 8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（基本財産）	53,007,000 円
建物（基本財産）	222,044,674 円
その他の積立資産（その他の固定資産）	0 円
計	275,051,674 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	24,602,000 円
計	24,602,000 円

## 9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	348,109,442	126,064,768	222,044,674
建物	0	0	0
構築物	6,552,920	2,994,975	3,557,945
機械及び装置	14,167,755	11,875,565	2,292,190
車両運搬具	36,285,103	31,378,792	4,906,311
器具及び備品	20,247,738	12,966,264	7,281,474
（合計）	425,362,958	185,280,364	240,082,594

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	37,224,938	0	37,224,938
立替金	2,375	0	2,375
（合計）	37,227,313	0	37,227,313

### 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

### 12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

### 13. 重要な偶発債務

該当なし

### 14. 重要な後発事象

該当なし

### 15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし